

賃 貸 借 契 約 書 (案)

天龍村村長 永嶺 誠一（以下「賃借人」という。）と（以下「賃貸人」という。）は、次の条項により物品の賃貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 賃借人、賃貸人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（貸借物品）

第2条 貸借物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

- (1) 品名 (仮称) 天龍村平岡駅前活性化複合施設店舗におけるレジシステム一式
- (2) 規格 別紙「入札仕様書」のとおり
- (3) 数量 別紙「入札仕様書」のとおり

（貸借期間等）

第3条 貸借物品の貸借期間、引渡し日及び場所並びに返還日及び場所は、次のとおりとする。

- (1) 貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 引渡し日及び場所 令和4年4月1日 下伊那郡天龍村平岡 1249 番地 8
- (3) 返還日及び場所 令和9年4月1日 //

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は、1月当たり 円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、賃貸借料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は金 円とし、その納付は免除する。

2 賃貸人がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として賃借人に納付しなければならない。

（引渡し及び検査）

第6条 賃借人は、貸借物品の引渡しを受けるときは、賃貸人の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

2 賃貸人は、前項の規定による検査の結果不合格となった貸借物品について、賃借人の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に要する費用は賃貸人の負担とする。

(賃借人の義務)

第7条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで貸借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。

2 賃借人は、貸借物品を、善良な管理者の注意を持って維持保存するものとする。

3 賃借人は、貸借物品を全部又は一部が滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 賃貸人は、4月及び10月に前6ヶ月分の賃貸借料支払請求書を、賃借人に提出するものとする。

2 賃借人は、前項の請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。

(返還及び検査)

第9条 賃貸人は、貸借物品の返還を受けるときは、賃借人の立ち会いの上でその検査を行うものとする。

2 前項の返還及び検査に要する費用は、賃貸人の負担とする。

3 賃貸人は、貸借物品の返還時にハードディスク内等のデータを復旧できないよう消去するものとする。なお、データ消去後、処理実施証明書または報告書を賃借人に提出するものとする。

4 データ消去作業および処理実施証明書または報告書の発行に係る作業に必要な費用は、賃貸人が負担するものとする。

(貸借物品の滅失等)

第10条 賃借人は、貸借物品がその責に帰することのできない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができる。

(契約不適合責任)

第11条 賃貸人は、貸借物品の引渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、賃借人の指定する日までに、自らの負担において当該貸借物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(保険及び損害の賠償)

第12条 賃貸人は、貸借物品に賃貸人の負担により動産総合保険を付するものとする。

2 賃貸人は、賃借人が故意又は重大な過失により貸借物品に損害を与えた場合は、その損害を賃借人に請求することができる。

3 前項の場合において、賃借人が負担する賠償金は動産総合保険で填補された額の範囲内において免れる。

(固定資産税)

第13条 賃貸人は、貸借物品に課される固定資産税を負担するものとする。

(秘密の保持)

第14条 貸貸人は、貸借物品等から知り得た貸借人の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならないものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 貸貸人は、業務の処理に当たりデータの紛失、汚損、複写、複製、改ざん等をしてはならない。

3 貸貸人は、業務の処理に当たりデータを貸借人の指示目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

4 貸貸人は、前3項の規定に違反し貸借人に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第15条 貸貸人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、貸借人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第16条 この契約の締結後において、経済状況の激変により、契約内容が著しく不適當となったときは、貸借人、貸貸人協議の上、契約内容を変更できるものとする。

(契約解除)

第17条 貸借人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 貸貸人が、その責に起因する事由により第3条第2号に規定する期限までに貸借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。

(2) 貸貸人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から貸借人が受けた場合。

(3) 前各号の場合のほか、貸貸人がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第18条 貸借人は、貸貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、貸貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条による刑が確定したとき。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第 19 条 賃借人は、賃借人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人にその賠償を請求することができる。
- 3 契約の解除に伴い、賃貸人に損害を与えたときは、賃借人はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償金は、月額賃貸借料に第 3 条の賃貸借期間満了までの残存月数を乗じた金額とする。

(債務不履行の損害賠償)

第 20 条 賃貸人は、その責に帰すべき事由により、第 3 条第 2 号に規定する期限までに賃借物品を引き渡すことができないときは、当該期限の翌日から引き渡した日までの日数に応じ、賃貸借料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。

- 2 賃借人は、その責に帰すべき事由により、物品を滅失又はき損したときは、賃借物品を返還し、又は修理その他原状回復に必要な費用を賃貸人に支払わなければならない。
- 3 賃借人は、その責に帰すべき事由により、第 8 条に規定する期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、賃貸借料に対し年 2.5%の割合で計算した額の遅延利息を賃貸人に支払わなければならない。
- 4 賃貸人は、第 11 条の場合において、賃借人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として賃借人に支払わなければならない。
- 5 賃貸人は、第 17 条及び第 18 条の規定により契約が解除されたときは、第 5 条第 1 項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。
- 6 賃借人は、前項の場合において、第 5 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、この契約の保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
- 7 賃貸人は、第 1 項又は第 5 項の場合において、賃借人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても賃借人に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 21 条 賃貸人は、第 18 条の各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、第 5 条に規定する額の 2 倍に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第 18 条の第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 22 条 賃貸人は、この契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人及び賃貸人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、賃借人及び賃貸人記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 月 日

賃借人 下伊那郡天龍村平岡 878
天龍村長 永嶺 誠一

賃貸人